

**令和7年度(2025)年度  
須崎市地域密着型サービス整備事業者  
募集要項**

令和8年1月  
須崎市長寿介護課

## 1. 公募の趣旨

須崎市では、須崎市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に基づき、地域密着型サービスの整備を進めることとしています。

本募集要項は、地域密着型サービスの整備に当たり、サービスの質を確保し、よりよいサービスを提供できる整備事業者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

## 2. 公募内容

### （1） 公募する地域密着型サービス事業の種類等

| サービス種類            | 対象地域 | 整備数・定員         |
|-------------------|------|----------------|
| （介護予防）小規模多機能型居宅介護 | 市内全域 | 1事業所・登録定員29人以下 |

### （2） 整備年度

令和9年3月31日までに、介護保険法による須崎市長の指定を受け、事業を開始すること。

## 3. 公募手続

### （1） 受付日程

以下の締め切りまでに必要書類を提出してください。

**締め切り：令和8年（2026年）2月20日（金）**

### （2） 提出書類

別添 応募書類一覧に記載している書類をご提出ください。選定にあたり、応募書類の内容について審査を行います。応募書類の様式類については、市ホームページよりダウンロードしてください。

### （3） 提出方法

事前にご予約のうえ、長寿介護課にご持参ください。郵送、メール便、電子メール等での提出は認めません。

※応募書類に不備のある場合は受付できませんので、事前の相談や期限に余裕を持った提出をお願いします。

### （4） 応募書類の作成方法及び部数

① A4判縦を原則とし、正本1部、副本2部を左綴じにして提出してください。正本、副本の記載内容が異ならないよう、正本の写しとしてください。

② 図面は、A4判またはA3判とし、A3判となるものについてはA4サイズに折り込んでください（Z折り）

③ 可能な限り両面印刷にしてください。

④ バインダーの表紙に次のことを記載してください。

「令和7年度（2025年度）地域密着型サービス事業者応募書類」

サービスの種類                      法人名

⑤ 応募書類一覧の番号順に仕切紙（白紙の表紙）をつけ、各仕切紙に番号と文字表記のインデッ

クスを付けてください。

- ⑥ 応募書類一式の電子データを CD ロム等に保存し提出してください。(図面等のデータは PDF 形式としてください。)

(5) 公募に関する質問

- ① 公募内容・条件に対する質問は、別紙質問書により令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 5 時 15 分まで電子メールにて受け付けします。

提出先：須崎市 長寿介護課 介護保険係 (kaigo@city.susaki.lg.jp)

- ② 質問への回答は、質問者名を伏せて、令和 8 年 2 月 13 日（金）までに市ホームページに掲載します。

4. 応募の要件

(1) 応募者の要件

- ① 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であること。
- ② 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項の各規定に該当しないこと。  
(第 78 条の 2 第 4 項各号…指定地域密着型サービス事業者の欠格事由)  
(第 115 条の 12 第 2 項各号…指定地域密着型介護予防サービス事業者の欠格事由)
- ③ 法人運営・施設運営等に関して過去 5 年の間に重大な問題等を起こしたことがないこと
- ④ 法人及びその役員等が須崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ⑤ 法人が納付すべき県税・市民税等について滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当していない法人であること。
- ⑧ 補助金を活用して施設整備をする場合は、補助金の交付決定後、速やかに着工すること（補助金を活用しない場合は整備許可決定後、着工可能）。

(2) 整備用地の要件

- ① 原則として、法人が所有又は購入等により取得を予定している用地であること。用地を所有している場合は、登記簿謄本若しくは登記事項証明書を提出すること。また、取得を予定している場合は、所有権を移転する旨を明記した売買確約書等、取得予定であることを確認できる書類を提出すること。
- ② 整備用地が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンの区域に該当しないこと。(防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合を除きます。)

・災害レッドゾーン

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 号第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。

ア 災害危険区域・・・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項

イ 地すべり防止区域・・・地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項

ウ 土砂災害特別警戒区域・・・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項

エ 急傾斜地崩壊危険区域・・・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

オ 浸水被害防止区域・・・特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項

・災害イエローゾーン

ア 土砂災害警戒区域・・・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 浸水想定区域等

（ア）水防法（昭和24年法律第103号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

（イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

③ 整備事業者決定までに、当該用地に近接する土地所有者、近接住民及び自治会又は町内会等に対して、事業所を整備することについて十分に説明し、理解を得ていること。また、整備事業者決定後に改めて事業実施についての報告・説明等を行うこと。

④ 応募期間終了後の整備用地の変更は認めない。

⑤ 整備用地が借地の場合は、以下の要件を満たすこと。

- ・ 当該整備用地に第三者の権利が設定されているときは、原則指定時までに当該権利の設定等を解除すること。また、指定後においても設定させないこと。
- ・ 事業の継続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、登記すること。
- ・ 土地の賃貸借契約については、法人名義で当該契約を締結すること。（施設整備費等にかかる補助金を利用する場合は、補助金交付申請時点で当該契約が締結されていること。）

（3） 設備・建物に関する要件

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守すること。
- ② 昭和56年6月1日適用の建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満たしている建物であること。
- ③ 建物が賃借の場合は、賃貸借期間が長期（事業の継続に必要な期間）であること。
- ④ 消防法令による設置義務が生じない場合であっても、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知器設備を設置する等安全面に配慮すること。

※ 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンについては、高知県のホームページ等で確認してください。

※ 補助金の交付を希望する場合、うえの要件に関わらず、補助金の交付申請時までに事前協議を要する区域があるため、注意すること。

5. 留意事項

（1） 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守し、十分に理解したうえで申請すること。

① 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成

25年条例第3号)

② 須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）

③ 地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

④ 補助事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。これによりがたい場合は市と協議すること。

（2） 当該事業の開設に当たって、法令上の必要な手続に要する期間を十分に見込み、余裕をもって事業を開始することが可能なものであること。

（3） 応募する事業に係る介護人員の確保について、事業計画どおりに開設・運営ができるように、十分な計画・手法をとること。

（4） 応募を取り下げる場合は、取り下げ書（様式は任意）を提出すること。

## 6. 整備事業者の選定

### （1） 選定方法

① 整備事業者は、応募書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの結果等について評価して選定します。

② 審査等の結果、整備事業者としてふさわしい事業者がいないと判断した場合は、整備事業者なしとなる場合もあります。

### （2） 選定手順

#### ① 応募書類の審査等

事務局（長寿介護課）が応募書類の審査及び評価を行います。

#### ② 現地確認による評価

事務局（長寿介護課）が開設予定地を確認し評価を行います。

#### ③ プレゼンテーション等による評価

地域密着型サービス運営委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価を行います。

※プレゼンテーションの日時等の詳細については、応募受付後に通知します。

### （3） 選定結果

選定結果については、応募したすべての事業者に通知します。（市ホームページにも掲載します。）

## 7. 選定後の手続き

（1） 整備事業者にあつては、適切な時期に必要な手続きを完了させ、「2. 公募内容」（2）に定める時期までに事業を開始すること。また、指定申請については、事業開始2カ月前までに必要書類を提出す

ること。

- (2) 建築基準法、消防法等の法令の規定に基づく見直し等により、事業所設計等の変更を行う時は、必ず事前に本市に協議し、承諾を得ること。

## 8. 整備事業者決定の取り消し

- (1) 以下に該当する場合は取り消しとなる場合があります。

- ① 虚偽その他不正な手段により整備事業者決定を受けた場合
- ② 当該募集要項に抵触又は違反していることが判明した場合
- ③ 建築基準法、消防法及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守することなく手続を行う場合
- ④ 説明不足等により整備に対して住民の理解が十分に得られず、整備が困難になった場合

- (2) 上記の理由により取り消した場合、本市は応募に要した費用を弁済しません。

## 9. 補助金について

整備事業者が施設整備に係る補助金の活用を希望する場合は、令和7年度の県の補助金を活用し、須崎市から補助金を交付する予定です。この補助金は県の交付金の範囲内で交付するため、実施の可否、補助金額等については、変更になる可能性があります。資金計画等の策定にあたり、御承知おきください。

令和7年度（参考）

| サービス種類                | 補助金額（上限）              |                  |
|-----------------------|-----------------------|------------------|
| (介護予防)<br>小規模多機能型居宅介護 | 施設整備に係る補助金<br>(新築の場合) | 41,500千円(1施設当たり) |
|                       | (空き家を活用した場合)          | 11,000千円(1施設当たり) |
|                       | 備品等設備整備等に係る補助金        | 1,036千円×宿泊定員数    |

## 10. スケジュール

|              |                                            |
|--------------|--------------------------------------------|
| 令和8年1月26日（月） | 公募受付開始                                     |
| 令和8年2月6日（金）  | 質問の受付締切                                    |
| 令和8年2月20日（金） | 公募受付締切                                     |
| 令和8年2月下旬予定   | 書類審査                                       |
| 令和8年2月下旬予定   | 事業者プレゼンテーション及びヒアリングの実施<br>(地域密着型サービス運営委員会) |
| 令和8年3月予定     | 選考結果の通知                                    |